

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 弥生会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 弥生会（以下「法人」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員（理事、監事）及び評議員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費）をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事については、報酬、賞与及び退職金を支給する。但し、職員を兼ねている場合は、報酬等は支給せず、職員給与規程に準じて職員給与を支給する。
- (2) 非常勤役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を開催される当該会議当日に支給する。ただし、理事会出席に対する報酬及び実費弁償費は、常勤理事にも支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表2に定める額
- (2) 賞与 報酬月額を基準とし、その時の業績に応じて支給することができる。業績が悪いときは、支給しないこともある。
- (3) 退職慰労金 別表2に定める算式により算出される額を基準とするが、その時の業績により支給額の変動や、または支給しないこともある。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日
- (2) 賞与 年に2回(原則 8月及び12月)
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任または死亡により常勤の役員を退任した後2ヶ月以内

2 報酬、賞与及び退任慰労金は、本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。

3 前項に関わらず、死亡により退任したものの退職慰労金は、その遺族に死亡退職金として支給する。

(弔慰金)

第6条 常勤理事が任期中に死亡したときは、次の金額を死亡退職金とは別に弔慰金として、遺族に支給することができる。

- ・業務上の死亡の場合…………… 死亡時報酬月額×36ヶ月分に相当する額
- ・業務外の死亡の場合…………… 死亡時報酬月額×6ヶ月分に相当する額

2 弔慰金の支給は、原則として、死亡後2カ月以内とする。

(生命保険契約の締結)

第7条 法人は退職慰労金・弔慰金の支払いに際し、一時的な資金負担を軽減するため、生命保険会社との間で、常勤役員等を被保険者とする生命保険契約を締結することができる。

2 常勤理事が退職したときは、退職慰労金の全部または一部として、この生命保険契約上の名義を退職理事に変更の上、保険証券を交付することがある。この場合、保険契約の評価額は解約返戻金とする。

3 死亡により役員を退職する場合は、死亡退職慰労金としてこの生命保険金を支給する。

(監事の報酬)

第8条 監事が監査の業務にあたったときは、監査報酬として日給15,000円を支給する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員の決議を経ておこなう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係) 非常勤役員、評議員の報酬

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬	日額 5,000 円	2,000 円
評議員会出席報酬	日額 5,000 円	2,000 円

別表2 (第3条、第4条関係) 常勤役員の報酬

役職名	報 酬
理事長	月額 50,000~600,000 円
常勤理事	月額 30,000~200,000 円

別表3 監査報酬

別表3 (第4条関係) 常勤理事の退職慰労金

最終報酬月額×役員在職年数×功績倍率

* 功績倍率は、2を上限とする